

社会福祉法人羽村市社会福祉協議会虐待防止のための指針

令和6年3月29日羽社協発第1456号

1 虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者及び障害者等の尊厳の保持や、人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

社会福祉法人羽村市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止等に取り組については、「社会福祉法人羽村市社会福祉協議会虐待防止委員会設置規程（令和2年6月19日規程第2号）」に規定する虐待等防止委員会により対応します。

なお、社会福祉法人羽村市社会福祉協議会「社協ケアサービス」指定居宅介護支援事業運営規程第9条第2項第4号及び社会福祉法人羽村市社会福祉協議会「社協ケアサービス」指定訪問介護事業及び羽村市介護予防・日常生活支援総合事業運営規程第9条第2項第4号に規定する「担当者」並びに羽村市社会福祉協議会居宅介護事業等運営規程第15条2項及び羽村市社会福祉協議会特定相談支援事業運営規程第9条1項1号に規定する「責任者」は、ケアサービス係長及び相談支援係長とします。

また、羽村市で規定する、虐待の防止及び身体拘束等の適正化についての規程第1条1項3号に規定する「責任者」は施設支援係長及び相談支援係長とします。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年1回以上）
- ② 新規採用職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに羽村市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2で定められた担当者または責任者（以下「担当者」という。）とします。
- ② 虐待等が疑われる場合は、担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③ 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて羽村市に通報します。

6 成年後見制度の利用支援

利用者又は利用者家族等関係者に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、羽村市社会福祉協議会苦情解決に関する規程第6条に規定する方法で受け付けます。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

8 当該指針の閲覧等に関する方針

この指針は、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じて、いつでも事業所内で閲覧に供すると共に、事業所のホームページにも公表し、自由に閲覧できるようにします。

9 その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。